

令3福個答申第5号  
令和4年1月4日

福岡市長 高島 宗一郎 様  
(市民局総務部区政課)

福岡市個人情報保護審議会  
会長 五十川 直行  
(総務企画局行政部情報公開室)

保有個人情報の開示請求に係る一部開示決定処分に対する審査請求について (答申)

福岡市個人情報保護条例(平成17年福岡市条例第103号)第49条第1項の規定に基づき、令和3年5月19日付け市区第109号により諮問を受けました下記の審査請求について、別紙のとおり答申いたします。

記

諮問第162号

「開示請求者の戸籍証明書の交付状況」の一部開示決定処分に対する審査請求

## 答 申

### 1 審議会の結論

「開示請求者の戸籍証明書の交付状況」（以下「本件個人情報」という。）について、福岡市長（以下「実施機関」という。）が行った、令和3年5月11日付けで変更された後の一部開示決定処分（以下「本件処分」という。）は妥当である。

### 2 審査請求の趣旨及び経過

#### (1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、実施機関が審査請求人に対して行った、本件個人情報に係る本件処分を取り消すとの裁決を求めるというものである。

#### (2) 審査請求の経過

① 令和3年2月5日、審査請求人は、実施機関に対し、福岡市個人情報保護条例（平成17年福岡市条例第103号。以下「条例」という。）第18条の規定に基づき、本件個人情報について開示請求を行った。

なお、審査請求人は、保有個人情報開示請求書に、開示請求に係る保有個人情報の内容として、次のように記述している。

『福岡市住民票の写し等交付通知書（〇区市第〇〇〇号）』について

自分の名義を無断で使われたことがあったため、事前登録型本人通知制度に申込済でしたが、令和〇年〇月〇日に、第三者が戸籍全部事項証明書を取得した通知をもらいました。

自分の意志で代理人や委任状などで、戸籍謄本の取得を依頼した案件はありません。

戸籍全部事項証明書が必要だとする如何なる理由や使用用途が不明のため、自分の戸籍を取得した第三者について、情報開示を希望します。」

② 令和3年2月12日、実施機関は、本件個人情報が記録された公文書として、「戸籍証明書等の交付申請書」（以下「本件交付申請書」という。）を特定し、その一部を条例第20条第2号及び第4号に規定する非開示情報に該当するとして、その余の部分を開示する一部開示決定処分（以下「本件当初処分」という。）を行った。

③ 令和3年4月19日、審査請求人は、本件当初処分を不服として審査庁である福岡市長に対して審査請求を行った。

④ 令和3年5月11日、実施機関は、本件当初処分の開示内容を追加のうえ変更する本件処分を行い、その旨を審査請求人に通知した。

### 3 審査請求人及び実施機関の主張の要旨

(1) 審査請求人の主張

審査請求人は、審査請求書及び反論意見書によると、本件処分に関して、おおむね次のように主張している。

① 本件は、審査請求人が事前登録をしていた本人通知制度に基づき、第三者に戸籍謄本を交付した「福岡市住民票の写し等交付通知書」が郵送されたことに端を発している。自分の意志で戸籍取得を依頼したことはなく、戸籍を必要とする理由や提出先が不明なため、不正取得の抑止やプライバシー侵害がないように開示請求を続けてきた。

② 本件当初処分において、本件交付申請書（表面と裏面の2頁）のうち、表面の一部しか開示されなかったのは不当である。

③ 審査請求人は、本件交付申請書に記載された戸籍証明書等の交付申請者（窓口にくられた方）（以下「交付申請者」という。）が、請求の理由欄で項目のチェックや具体的な目的・提出先を一切記入せずに、戸籍が交付されたことに疑問があった。

直系卑属（子）が親の戸籍を取得する際には、事前登録型本人通知制度上、本人等の扱いで通知対象外ということは理解するが、請求の理由や目的・提出先を記載せずに、何通でも戸籍を取得できること、戸籍の筆頭者（親）と同じ戸籍に記載されている傍系親族は、必要な証明の氏名を親にしておけば、傍系親族の確認や利用目的も不要で、何通でも戸籍は交付されることは知らなかった。

不正な手段で取得され悪用された際の説明として、裏面の内容・筆跡も併せての確認は、不正に関与していない証左として必須であり、福岡市が請求理由の未記入を問わずに第三者に戸籍を交付したのは不当である。

④ 本件交付申請書の表面の下段には、「相続等の手続きで、除籍・原戸籍等をさかのぼって取得する場合は、裏面の記載欄にご記入ください。」との説明文があり、裏面の上段にも「表面の請求に関連して」と同じ説明もあるため、裏面の戸籍の筆頭者が、表面の戸籍の筆頭者と全く別人とは思えない。

表面の請求理由の目的に亡父の名前の書き込みがあり、裏面の必要な戸籍謄本等については、除籍や改製原戸籍ではなく、戸籍の一部に丸印がある。区役所職員が、本件で関係のない審査請求人に第三者通知をする間違いが起きたということは、他の記入欄に審査請求人の名前が見当たらず、個人証明の欄に審査請求人の名前があったからではと訝る気持ちもある。

⑤ 本件交付申請書に交付申請者が記入した筆跡とは違う、区役所職員と思われる書き込みがあるが、理由や提出先は未記入のままであり、中途半端な書き込みが理解できなかった。

本件はコンビニ交付や郵送請求ではなく、窓口請求のため、請求の理由を申請者に訊ねることは、提出先によっては条例により手数料が無料となる場合があり（福岡市手数料条例施行規則第5条）、交付申請者が気付いていない手数料減免の事例に該当しているかどうか、区役所職員が請求理由を訊ねることに、何ら不自然なことはないと思われる。しかし、〇〇区役所から受けた説明では、手数料減免の観点は無く、とにかく請求の理由は不要とのことだったが、それならば誤

解を招く書き込みを是との考えには理解できない。

- ⑥ 平成20年5月改正の戸籍法に於いて、誰でも戸籍の交付請求ができるという従来の戸籍の公開原則から、戸籍に記載された個人情報保護のために、戸籍の証明書を取得する要件や手続などを厳しくしたものと認識している。

他の自治体に於いては戸籍の交付申請書に「プライバシーの侵害または差別的なことにつながるような不当な請求には応じられません」と記載されていたり、請求の理由欄に用途をパスポート申請等と予め記載される様式の自治体もある。また、類似の案件で総務省九州管区行政評価局がホームページの記載を適切に行うよう斡旋している。

なお、権利の行使・義務の履行等の目的や提出先であれば、不安になる理由はなく、適切な理由がある申請に対し、交付を止めてほしいとは思っていない。しかし、今後似たような間違いが起らないように、何らかの改善を希望する。

- ⑦ 審査請求書では全ての開示を希望としたが、〇〇区役所からの、審査請求人以外の個人情報を守るためとの説明に於いて、非開示とされた本件交付申請書の表面の交付申請者の電話番号及び免許証番号並びに交付事務を担当した窓口業務の委託職員の印影（以下、当該非開示部分を「非開示部分1」という。）については、開示を求めない。

しかし、理由を問わずに交付される戸籍が、審査請求人の意思も関与もない証左の手段がなく、本件交付申請書の裏面の追加請求欄に記載された本籍、筆頭者の氏名、個人証明の場合は必要な方の氏名（以下、当該非開示部分を「非開示部分2」という。）に関しては開示を求める。

## (2) 実施機関の主張

実施機関は、弁明意見書、令和3年11月29日の当審議会審査請求部会における口頭意見陳述及び回答書によると、本件処分に関して、おおむね次のように主張している。

- ① 本件交付申請書の裏面については、既に本件開示請求に係る保有個人情報として追加し、本件当初処分の開示内容を変更して、審査請求人に対し一部開示する本件処分を行っている。
- ② 交付申請者の情報については、審査請求人以外の個人情報であるが、審査請求人が、誰が如何なる目的で自己の個人情報を取得しているのかということ把握することは、本人が自己の個人情報の取扱いに関与する権利を保障するという観点から、保有個人情報の開示請求があった場合には、実施機関において法令により戸籍謄本等の交付請求に当たっての必要的記載事項とされている交付申請者の氏名及び住所に限って開示する取扱いを行っているところ、交付申請者の特定にかかる同人の氏名及び住所については、審査請求人が知ることが予定されている情報として、条例第20条第2号ただし書アにより開示したものである。

しかしながら、非開示部分1及び2については、いずれも審査請求人以外の者の固有の個人情報であって、条例第20条第2号ただし書アからエまでに該当するとは言えず、開示することにより、審査請求人以外の個人の権利利益を害するお

それがあると判断し、条例第20条第2号により非開示とした。条例第20条第4号該当性を理由とする当初の主張については撤回する。

- ③ なお、本件交付申請書の内容は、戸籍法第10条第1項の規定に基づき、交付申請者が戸籍に記載されている者の直系卑属として、その戸籍謄本等の交付を請求したものであった。これは事前登録型本人通知制度における第三者等への交付には当たらず、〇〇区役所が同法第10条の2第1項の規定により、傍系親族に対し、審査請求人を含む戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）を交付したと誤認して通知を行ったものであった。また、戸籍に記載されている者の直系卑属は、何ら理由を示すことなく戸籍謄本等の交付を請求することができるものである。審査請求人に対しては、これらについて説明を行っている。
- ④ 保有個人情報開示請求に対する決定は、条例の規定に従って行うものであり、戸籍謄本等の交付請求における理由の記載や不正取得に関する審査請求人の主張については、戸籍法における戸籍謄本等の交付制度又は私人間の問題であって、本件処分における開示・非開示の判断に何ら影響を及ぼすものではない。

#### 4 審議会の判断

上記のような審査請求人及び実施機関の主張に対して、当審議会は次のとおり判断する。

##### (1) 本件個人情報について

実施機関は、本件個人情報が記録された公文書として、本件交付申請書を特定し、本件処分を行っている。

##### (2) 非開示部分1及び2について

- ① 実施機関は、非開示部分1及び2について、審査請求人（開示請求者）以外の特定の個人を識別することができるため、条例第20条第2号本文に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないことを理由に、これを非開示としている。
- ② これに対し、審査請求人は、反論意見書において非開示部分1の開示は求めない旨主張しており、非開示部分2の開示を求めているものと解されるので、以下、非開示部分2の条例第20条第2号該当性について検討する。

##### (3) 非開示部分2の条例第20条第2号該当性について

- ① 条例第20条第2号は、開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものについて、同号ただし書アからエまでに規定する場合を除き、非開示とする旨定めている。
- ② 非開示部分2については、当審議会において確認したところ、審査請求人（開

示請求者) 以外の本籍、筆頭者の氏名 (生年月日を含む。)、個人証明の場合は必要な方の氏名が記録されており、これらの情報は、条例第20条第2号本文に規定する第三者の個人情報に該当し、同号ただし書アからエまでに該当する事実も認められないことから、非開示とすることが妥当である。

(4) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、戸籍謄本等の交付請求における理由の記載や不正取得に関して、種々の主張を述べるが、当審議会の上記判断を左右するものではない。

以上により、実施機関が本件個人情報について行った本件処分について、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

## 5 審議の経過

年 月 日	審 議 の 経 過
令和3年5月19日	審査庁から諮問
令和3年7月8日	実施機関から弁明意見書を受理
令和3年8月23日	審査請求人から反論意見書を受理
令和3年10月25日 (第229回審査請求部会)	審議
令和3年11月29日 (第230回審査請求部会)	実施機関から意見聴取及び審議
令和3年12月13日	実施機関から回答書を受理
令和3年12月22日 (第231回審査請求部会)	審議